

カンボジア国籍身分証明カードに関する政令第 60 号の改正に関する政令

カンボジア王国政府は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織及び機能に関する 1994 年 7 月 20 日付勅許第 02/NS/94 号
- 内務省設置の公布に関する 1996 年 1 月 24 日付勅許第 NS/RKM/0196/08 号
- 国籍法の公布に関する 1996 年 10 月 9 日付勅許第 NS/RKM/1096/30 号
- 内務省の組織及び機能に関する 1993 年 12 月 20 日付政令第 16 号
- カンボジア国籍身分証明カードに関する 2007 年 6 月 12 日付政令第 60 号
- カンボジア国籍との二重国籍に関する 2011 年 6 月 23 日付政令第 132 号
- 内務大臣からの提議書

次のとおり決定した。

第 1 条

カンボジア国籍身分証明カードに関する 2007 年 6 月 12 日付政令第 60 号の第 1 条及び第 7 条は、次のように改正される。

第 1 条 (新)

カンボジア国籍身分証明カードの見本は、本政令の別紙に記載する。

第 7 条 (新)

州及び特別市の首長は、自らの管轄区域においてカンボジアの身分証明の実施について指示する責任を負うとともに、身分証明カードを付与された者の名簿に署名をする。

第 2 条

2007 年 6 月 12 日付政令第 60 号第 1 条の内容に従って付与されたカンボジア国籍証明書は、有効期限が切れるまで利用できる。

第3条

本政令と矛盾する規定は、すべて無効とする。

第4条

閣僚評議会担当大臣，経済財政大臣，内務大臣，国防大臣，大臣，長官及びすべての関連省庁は，その署名日から本政令を実施する責任を負う。

プノンペン， 2011年11月30日
首相 Hun Sen
(押印及び署名)

別紙 1



別紙 3



《見本の訳》¹

写真	ID 番号.....
	氏名..... (英語名)
生年月日： 日 月 年 性別..... 身長.....	
出生地：	
住所.....	
(人物に関する) 説明	
有効期限	

カンボジア王国 国民 信仰 国王
クメール ID
紛失、毀損又は住所変更の場合、管轄の機関に報告する ものとします。
ID の偽造者は、法律により処罰されます。

¹ 訳注： 《見本の訳》 以下の部分は、原文にはない。